

第 10 期事業年度

事 業 報 告

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、日本企業の海外インフラ展開を支援する官民ファンドとして、「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和 5 年 6 月 1 日追補版）」、「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画（令和 5 年版）」（令和 5 年 6 月 8 日決定）等を踏まえて、(1)政策実現への貢献、(2)多様なニーズ及びリスクへの対応力の強化、及び(3)経営基盤の強化の 3 つを基本的視点に掲げた第 3 次中期経営計画（2023-2025 年度）を策定し、同計画に基づき業務を推進してまいりました。

同計画期間初年度であり業務開始 10 期目にあたる当期は、8 件について事業審査開始の承認、6 件について支援決定（うち 2 件は既往支援決定案件の支援内容等の変更）を行い、7 事業からの配当を受領しました。また、4 件について投資回収してエグジット（うち 3 件は一部エグジット）しました。その結果、同計画期間内における日本企業数のべ 32 社の支援、支援決定累計額 3,500 億円程度（2025 年度末時点）の資産積み上げ等の目標に対し、日本企業数のべ 7 社の支援、支援決定累計額約 2,829 億円の資産積み上げ等を行いました。設立以降、44 件の支援決定事業による、累計実投融資額は約 2,561 億円となり、のべ 84 社の日本企業の海外事業参入を促進し、それらを通じて SDGs の目標 8（経済成長と雇用）、目標 9（インフラ、産業化、イノベーション）、目標 11（持続可能な都市）及び目標 17（実施手段）の達成に向けて取り組んでいます。また、国土交通省の後援のもと、インフラ事業海外展開支援セミナーを全国 4 箇所（名古屋、札幌、高松、横浜）で、官民ファンドによる合同説明会を全国 2 箇所で開催し、他の政府系機関等とも連携して地方企業や中堅・中小企業による海外展開支援案件の形成に向けて取り組むとともに、地方における JOIN の認知度向上を図りました。

さらに当社は案件発掘・形成力の強化のために海外でのビジネス開拓活動にも取り組んでいます。国内外の機関・企業と情報交換等を行うとともに、案件発掘、民間企業の参入環境整備、企業マッチング等を行い、日本企業の更なる海外展開の促進を図っています。当期は特に、カナダ サスカチュワン州、英国ビジネス・通商省等との協力覚書を締結し、第三国での連携を含めた交通・都市開発プロジェクトに関する連携を強化している他、UR 都市機構と協力覚書を締結し、本邦企業による海外インフラ市場への参入促進を目的とした協力関係の深化に取り組んでいます。こうした取り組みを推進するとともに、ポストコロナの投資ニーズを踏まえたビジネス機会への日本企業の参入環境整備に取り組んでいます。

この他、事業推進部が案件形成からモニタリングまでを一貫して担当して案件を推進し、プロジェクト管理部が事業推進部の行う個別案件のモニタリング結果をレビューするとともにポートフォリオを一元管理し、さらに各部室のリスク管理状況を包括的に把握、必要な提言等を行うリスク管理委員会を設置することにより、多面的なリスク管理の強化を図

っています。

上記をはじめとした事業活動の結果、当期において、営業投資有価証券の運用益及び受取配当金を主な収益として、営業収益は 31 億円（前期営業収益は 24 億円）となりました。一方、営業投資有価証券や関係会社出資金等の減損処理を主な要因として、経常損失 799 億円（前期経常損失は 11 億円）となりました。

（当期 支援決定案件*）

案件名	認可日	支援対象事業者	支援内容**
【UAE】 廃棄物処理施設を通じた都市機能増進事業	令和 5 年 8 月 8 日	・ 日本企業連合 ・ 事業実施主体	出資及び融資：約 32 億円、 債務保証：約 31 億円
【米国】 化学品物流事業	令和 6 年 2 月 5 日	・ 事業実施主体	出資：約 68 億円

*記載内容は公表前の内容を除きます。

**認可申請当時の為替レートに基づく最大額。

（当期 初回出融資実行案件）

- ・ リベリア 大型コンテナ船保有船事業（令和 4 年度認可）
- ・ フィリピン 総合インフラ運営事業（令和 4 年度認可）

（２）設備投資の状況

当期は、職員貸与の PC 更改を行いました。

（３）資金調達の状況

当期は、政府から総額 512 億円の出資を受けました。

（４）対処すべき課題

今般の「減損処理」に関し、コロナ禍による需要減少、地政学リスクの顕在化、投資先現地の治安の悪化、現地政府の対応方針変更等により事業継続に支障が出ている事例については、必要な措置を講じるなど、適切に対応してまいります。

記録的な円安により、既存の投資案件に関してはプラスの要因となる一方で、新規の投資についてはより綿密な戦略や収支計画が必要となっていることも踏まえて、今後、投資リスクを抑制しつつ、着実に収益を上げることができるよう、関係省庁と密に連携の上、経営改善に取り組むことにより、累積損失を解消してまいります。

また、現時点の事業の現状を踏まえて、会計上、損失を計上した事業につきましては、引き続き事業の実現と投資回収の極大化を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 8 期 自 3 年 4 月 1 日 至 4 年 3 月 31 日	第 9 期 自 4 年 4 月 1 日 至 5 年 3 月 31 日	第 10 期 自 5 年 4 月 1 日 至 6 年 3 月 31 日
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△7,771,502	△1,088,783	△79,925,167
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△7,775,302	△1,092,583	△79,928,967
1 株当たり当期純利益 (円)又は 1 株当たり当 期純損失 (△) (円)	△2,431	△303	△16,061
総 資 産	157,671,781	223,198,526	203,446,284
純 資 産	155,703,363	215,008,629	188,075,314
1 株当たり純資産 額(円)	46,689	47,833	34,078

(注) 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

(6) 主要な事業内容

当社（機構）の主な事業は次のとおりとなっています。

- ① 機構が支援決定を行った対象事業者に対する出資
- ② 機構が支援決定を行った対象事業者に対する基金の拠出
- ③ 機構が支援決定を行った対象事業者に対する資金の貸付け
- ④ 機構が支援決定を行った対象事業者が発行する有価証券及び対象事業者が保有する有価証券の取得
- ⑤ 機構が支援決定を行った対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
- ⑥ 機構が支援決定を行った対象事業者の発行する社債及び資金の借入にに係る債務の保証
- ⑦ 機構が支援決定を行った対象事業者のためにする有価証券の募集又は私募
- ⑧ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣
- ⑨ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
- ⑩ 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券の譲渡その他の処分
- ⑪ 債権の管理及び譲渡その他の処分
- ⑫ ①～⑪に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
- ⑬ 対象事業を推進するために必要な調査及び情報の提供
- ⑭ ①～⑬に掲げる業務に附帯する業務
- ⑮ ①～⑭の業務のほか、上記の機構の目的を達成するために必要な業務

(7) 主要な営業所

本社： 東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 3 号

(8) 従業員の状況 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

従業員数*	前期末比増減	平均年齢*	平均勤続年数**
61 名	103%	45 歳	4.3 年

*従業員数及び平均年齢は、出向者を含み、派遣社員を除きます。

**平均勤続年数は、出向者及び派遣社員を除きます。

(9) 主要な借入先 (令和 6 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません

(10) 会社の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (令和 6 年 3 月 31 日現在)

(1) 発行可能株式総数 8,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 5,518,900 株

(3) 株主数 18 名

(4) 株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出資比率
財務大臣	5,400,000	97.84%
三井住友信託銀行 株式会社 (信託口)	105,400	1.91%
日本高速道路インターナショナル 株式会社	3,500	0.06%
一般社団法人 日本港運協会	2,000	0.04%
一般社団法人 日本造船工業会	2,000	0.04%
一般社団法人 日本埋立浚渫協会	2,000	0.04%
一般社団法人 海外エコシティブプロジェクト 協議会	1,640	0.03%
一般財団法人 港湾空港総合技術センター	1,000	0.02%
一般社団法人 日本船主協会	1,000	0.02%
一般社団法人 国際建設技術協会	200	0.00%
一般社団法人 海外建設協会	20	0.00%
一般社団法人 海外鉄道技術協力協会	20	0.00%
一般社団法人 全国空港事業者協会	20	0.00%
一般社団法人 日本橋梁建設協会	20	0.00%
一般社団法人 日本道路建設業協会	20	0.00%
一般社団法人 日本物流団体連合会	20	0.00%
一般社団法人 日本民営鉄道協会	20	0.00%
一般社団法人 プレストレスト・コンクリート	20	0.00%

建設業協会		
-------	--	--

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（令和6年3月31日現在）

(1) 取締役、監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	武貞 達彦	
代表取締役・専務取締役	細見 健一	
取 締 役	北川 均	
取 締 役	西田 直樹	綜通株式会社 常勤監査役 内外建設株式会社監査役 綜通アメニティサービス株式会 社監査役
取 締 役	芳賀 良	東京水道株式会社 社外取締役・監査等委員
取 締 役	土生 英里	静岡大学 地域法実務実践センター教授
取 締 役	水村 淳	DBJ アセットマネジメント株式 会社 内部監査室長
監 査 役	寺浦 康子	エンデバー法律事務所 パートナー弁護士

(注) 1. 取締役のうち、北川均、西田直樹、芳賀良、土生英里及び水村淳は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。また、監査役は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

2. 当社は執行役員制度を導入しており、令和6年3月31日現在の執行役員は次のとおりです。

地 位	氏 名
常務執行役員	渡部 陽介
常務執行役員	日野 祥英
執行役員	岡田 秀樹
執行役員	久保 賀弘

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取 締 役	7 人	67,570 千円	
監 査 役	1 人	5,000 千円	
計	8 人	72,570 千円	

(注) 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当期における主な活動状況（海外交通・都市開発事業委員会における活動を含む）

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員 (委員長)	北川 均	当期開催の取締役会 14 回全て、海外交通・都市開発事業委員会 15 回全てに出席。エンジニアリング会社での経験を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員 (委員長代理)	土生 英里	当期開催の取締役会 14 回全て、海外交通・都市開発事業委員会 15 回全てに出席。国際経営や国際会計・発展途上国支援の分野に関する見識を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員	西田 直樹	当期開催の取締役会 14 回全て、海外交通・都市開発事業委員会 15 回全てに出席。銀行・投資会社等での国内外における投融資業務の経験を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員	芳賀 良	当期開催の取締役会 14 回全て、海外交通・都市開発事業委員会 15 回全てに出席。銀行での国内外におけるファイナンス業務の経験を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員	水村 淳	同氏の取締役就任後、当期開催の取締役会 10 回全て、海外交通・都市開発事業委員会 11 回全てに出席。政府系金融機関での国内外におけるファイナンス業務の経験を活かし、社外の立場から発言。
監査役	寺浦 康子	当期開催の取締役会 14 回全て、海外交通・都市開発事業委員会 15 回全てに出席。弁護士としての専門見識を活かし、社外の立場から発言。

(注) 当社は株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法に基づき設立された株式会社であり、同法第 17 条により、対象事業支援の対象となる者及び当該対象事業支援の内容の決定並びに株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定は、取締役会から海外交通・都市開発事業委員会に委任されたものとみなされています。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けています。当社は、当該定款に基づき、社外取締役及び社外監査役全員との間で、当該役員がその職務を行うにつき善意でありかつ

重大な過失がなかったときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結しています。

⑤ その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑥ 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当期に係る会計監査人の報酬等の額（消費税を含みません。）

区 分	金 額
会計監査人としての報酬等の額	10,500 千円

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務（非監査業務）である計算書類等（監査報告書を含む）の英訳の業務に対し、対価を支払っています。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正性を確保するために必要な体制について、「内部統制システム基本方針」を制定しています。「内部統制システム基本方針」に沿った当社の内部統制システムの当期における運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ コンプライアンス事案（ハラスメント事案）の発生に対し、コンプライアンス規程に基づき必要な措置を実施。
- ・ コンプライアンスの徹底を図るため、2024 年 3 月 28 日、ハラスメント防止研修を実施（全役職員対象）。
- ・ 内部監査規程に基づき、内部監査を実施。2024 年 1 月に中間報告を実施し、年度内に是正が可能な事項については早急に対応する等、より実効的な内部監査を実施。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を開催（2023年4月20日、6月23日、2024年3月18日）、保証・貸付管理事務マニュアル策定並びに災害時等における業務継続計画等を策定。
- 支援決定に際して、案件審査委員会及び支援検討会議の議論を踏まえた論点整理を実施し、当該内容を海外交通・都市開発事業委員に共有することにより、より充実した議論を実現させる等の運用改善を実施。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 取締役会及び海外交通・都市開発事業委員会を適時に開催、適切な経営管理、支援決定を実施。
- 支援決定に際して、案件審査委員会及び支援検討会議の議論を踏まえた論点整理を実施し、当該内容を海外交通・都市開発事業委員に共有することにより、より充実した議論を実現させる等の運用改善を実施。（再掲）

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 文書管理規程、情報管理規程及び情報セキュリティ対策基準に基づき、適切に情報の保存及び管理を実施。
- 情報セキュリティについては、情報セキュリティ委員会を開催（2023年11月15日）、標的型メール訓練、自己点検、情報セキュリティ研修を実施。

(5) 会社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 投資先企業における株主権の行使等を適切に実施。また、子会社の代表者は、子会社における重要な意思決定について、会社適切に報告を実施。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監査役は、全ての取締役会及び海外交通・都市開発事業委員会に出席し、必要な意見を陳述。
- 組織規程に基づき、監査役の指揮を受けその職務を補助する「監査担当者」を設置（2023年7月1日）。
- 取締役会決議又は社長決裁を要する文書、行政機関から発せられた重要な文書、会計監査人から発せられた文書その他監査役の指定する文書について、決裁又は受領後監査役へ回付を実施（2024年2月より）。

以上

第 10 期事業年度

附 属 明 細 書

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

1. 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等である財務大臣から追加での出資金の受入れ（総額 512 億円、1 株あたりの払込金額 5 万円）を行っています。この取引における取引条件（1 株あたりの払込金額）及びその決定方法については、他の株主様と同様の条件により決定しています。当社取締役会としては、社外取締役も含めた取締役の全員一致により、当期における親会社等との間の取引は適正な条件により行われており、当社の利益を害さないものと判断しています。

以上